

## 令和6年度入札・契約制度の運用の見直しについて

### 1 等級格付制度の運用の見直し

#### (1) 等級ごとの総合点数の分布の範囲の公表

令和6年度格付（6年3月下旬結果通知分）から、等級ごとの総合点数の最低点を京都市入札情報館で公表します。（最低点は、毎年度変わります。）

	現行	令和6年度格付から
格付通知	御自身の等級・総合点数を郵送	御自身の等級・総合点数を郵送
等級別最低点の公表	—	等級ごとの総合点数の最低点を入札情報館に掲載
名簿の公表	競争入札参加有資格者名簿（種目別、格付等級付記）を入札情報館に掲載	競争入札参加有資格者名簿（種目別、格付等級付記）を入札情報館に掲載

### 2 入札制度の運用の見直し

#### (1) 工事の年間発注見通しの概算額区分の細分化

早い段階で入札参加を検討していただけるよう、令和6年度から、概算額区分を細分化します。

現行	令和6年度から
WTO対象	WTO対象
4億円以上 WTO対象未満	<u>10億円以上</u> WTO対象未満 4億円以上 <u>10億円未満</u>
1億円以上 4億円未満	1億円以上 4億円未満
5,000万円以上 1億円未満	5,000万円以上 1億円未満
2,500万円以上 5,000万円未満	2,500万円以上 5,000万円未満
250万円超 2,500万円未満	250万円超 2,500万円未満

#### (2) 建築工事における共同企業体（JV）・単独の選択制の本格実施

建築工事の入札においては、予定価格（税込）が概ね7億円以上である場合は、共同企業体（JV）での参加を要件とすることを標準としています。（工事の内容や技術的特性等により、異なる要件とすることがあります。）

入札不調等を防ぐため、令和6年度から、予定価格（税込）が7億円以上10億円未満である場合は、共同企業体（JV）・単独のどちらで参加するかを参加者が選択できる取扱いを標準とします。（引き続き、工事の内容や技術的特性等により、異なる要件とすることがあります。）

### (3) 工事の入札時の本市の設計内訳書のエクセルでの提供の試行

入札時に電子入札システムにPDFファイルで掲載している本市の設計内訳書（数量表／設計内訳書等）について、入札参加者の積算作業の効率化を図るため、令和6年度から、都市計画局が発注する全ての営繕工事でエクセルファイルに変更し、効果や課題を確認します。

現行	令和6年度から	
文字列選択可能なPDFファイルを掲載	通常	文字列選択可能なPDFファイルを掲載 ※ 文字列を選択してコピーし、入札参加者のシステムやエクセル等に貼り付けることが可能です。
	都市計画局の営繕工事	エクセルファイルを掲載〔試行〕 ※ セルを選択してコピーし、入札参加者のシステムやエクセル等に貼り付けることで、作業効率が向上します。

### (4) 工事の入札時の設計図書の入札情報館での提供の試行

入札時に電子入札システムに掲載している設計図書（図面、設計内訳、特記仕様書等）について、入札参加者の負担軽減や本市の業務の効率化を図るため、令和6年度から、土木工事等の一部で掲載先を京都市入札情報館に変更し、効果や課題を確認します。

	現行	令和6年度から	
ICカード利用	電子入札システムでダウンロード	通常	電子入札システムでダウンロード
		土木工事等の一部	入札情報館でダウンロード〔試行〕
IDカード利用 (注)	契約課内の端末機で複写承認書を印刷し、設計図書販売業者で購入	通常	契約課内の端末機で複写承認書を印刷し、設計図書販売業者で購入
		土木工事等の一部	入札情報館でダウンロード〔試行〕

注 普段ICカードを利用している方がICカードや社内ネットワークの不具合等により、一時的にIDカードの交付を受けて利用する場合があります。

※ IDカードを用いて契約課の入札端末機で入札している方は、より便利なICカードの取得の御検討をお願いします。

## (5) 工事の入札期間前に違算等が判明した場合の対応の一部変更の試行

入札期間前に違算等が判明した場合、対応方法等を周知することで入札の公平性を確保できるときは、続行することがあります。

しかし、設計図書への質問を受け付けておらず、かつ、参加可能業者を特定できない入札（種目や格付等級を限定しない入札）では、周知方法がないため入札を中止しています。

入札中止・入札やり直しによる参加者の負担や工事等の遅れを防ぐため、令和6年度から、参加可能業者を特定できないときも、入札期間初日の5開庁日前までに入札情報館にその旨を掲載して続行できる取扱いを土木工事等で試行します。

このため、種目や格付等級を限定しない入札に参加する際は、入札前に京都市入札情報館の再確認をお願いします。

		現行	令和6年度から
設計図書への質問を受け付ける入札		質問に対する回答（入札期間の5開庁日前までに公開）に併せて違算等の事実及び対応を記載して続行	質問に対する回答（入札期間の5開庁日前までに公開）に併せて違算等の事実及び対応を記載して続行
設計図書への質問を受け付けない入札	参加可能業者を特定可能	電話等で違算等の事実及び対応を伝えて続行 ※ 入札期間の直前は、原則中止	入札情報館に違算等の事実及び対応を掲載するとともに、電話等でも伝えて続行 ※ 入札期間の直前は、原則中止
	参加可能業者を特定不可能	入札中止	<u>土木工事等では、入札期間の5開庁日前までに入札情報館に違算等の事実及び対応を掲載して続行〔試行〕</u> ※ 4開庁日前からは中止

※ 公平・適正な入札を確保できない場合は、いずれの場合でも中止します。

## (6) 低入札価格調査辞退を入札時に表明できる取扱いの開始

低入札調査基準価格を適用する案件（総合評価案件等）において、開札の結果、低入札価格調査の対象となった場合は、2開庁日後の所定時刻までに、調査に要する書類を提出し、又は調査辞退届を提出する必要があるため、落札者決定まで時間を要します。

開札・落札者決定等をより円滑・迅速に行い、非落札者が他の工事等に参加しやすくするため、令和6年度から、総合評価案件（WTO案件を除きます。）の入札参加確認申請書においてあらかじめ調査辞退を表明できる様式とし、同申請書において調査辞退を表明した参加者が、開札の結果、低入札価格調査の対象となった場合には、改めて調査を受けるか辞退するかを確認することなく、直ちに調査辞退として取扱います。

### 3 契約関係書類の見直し

#### (1) 工事の下請負契約等通知書の見直し

下請負契約等通知書について、受注者の負担軽減を図るため、施工体制台帳と重複する下請・警備の業者名の記入を不要とするとともに、受注者が自ら調達する資材等も記入対象であることをより分かりやすくするなどの見直しを行います。

なお、公契約基本条例では、受注者等は市内中小企業との下請契約や市内産材の使用に努めることとしており、入札公告や工事請負契約書でも、受注者は下請契約や資材等の調達契約の相手方を市内中小企業の中から選定するよう努めることとしています。

今後とも、下請・警備の契約のほか、資材・リース・測量・調査等の契約を受注者が行う際は、市内中小企業との見積合わせや契約に努めてください。市外業者と契約する場合は、引き続き、市外業者選定理由書を添付してください。

	現行	6年度から
題名	下請負契約等 通知書	下請・資材等契約 通知書
主な項目	[共通] 業者名、契約内容、回数、予定金額、 社保加入状況、市内・市外の別	[下請・警備] 市内業者数、市外業者数 [資材等] 業者名、契約内容、市内・市外の別
標準様式	ワード	エクセル又はワード